

# むつ市都市計画マスタープランの変更（案）に対するパブリックコメントの結果について

## 1 意見募集期間

平成28年12月2日（金）から平成29年1月6日（金）まで

## 2 意見提出者数及び意見件数

1人の方から8件の意見の提出がありました。

### ■提出状況

提出方法	人数
直接提出	1人
郵送	
ファックス	
E-mail	
合計	1人

### ■意見の件数

項目別	件数
計画内容に関するもの	4件
その他	4件
	8件

## 3 提出された意見の概要及び意見に対する考え方

No.	意見の概要	考え方
1	今回のパブリックコメント（変更案）に対する市の説明不足の感が否めない。ある程度の「概要版→要約版」（変更前、変更後、要点）が欲しかった。	この度のむつ市都市計画マスタープランの変更については、立地適正化計画の策定により変更が必要となった箇所及び時点修正について修正したものであります。パブリックコメントに至るまでの手続きとして、原案説明会、原案公聴会（公述人の申し出無し）を実施したところであります。その中では、変更前からの修正箇所の要点について説明を行って来たところであります。
2	変更した部分にアンダーラインを引く考えはないか。	原案説明時において、当初からの変更箇所については赤色記載により変更箇所を明示してきたところであります。また、原案から案への変更箇所についてもわかりやすくお知らせしたところであります。このことから、変更部分へのアンダーラインは設けません。
3	巻末に資料コーナーが無いのはなぜか。また、どういった資料を取扱うのか事務局の解説を聞きたい。	本計画では巻末資料コーナーは設けません。市ホームページでのご紹介や、インターネットの活用、また、市担当課へのお問い合わせで対応していくこととしております。ご質問等ございましたら、市都市政策課都市計画担当までご質問くださりますようお願いいたします。

4	<p>本体の概要版を作成しないのか</p>	<p>概要版は作成しませんが、リーフレットを作成することとします。</p>
5	<p>都市計画法下においては、自治体として都市計画マスタープランを重要な計画方針と位置付けている。ただ、マスタープランには法的な拘束力がない特徴点があるようだ。 市としては最終的に計画内容を条例化してその推進を図っていくことと考えています。</p>	<p>計画内容の条例化はしません。 都市計画マスタープランは都市づくりに関する基本的な方針であり、今後の都市計画決定・変更の際の根拠となるものであります。 また、都市計画決定などに伴う条例の制定や都市計画の実現化に必要な条例については、適時制定していくこととなります。</p>
6	<p>都市計画法下では「用途地域の見直し」等、5年に一度見直すインターバルが設定されておりますが、むつ市都市計画マスタープランそのものに計画期限が無い理由はなぜか</p>	<p>都市計画法では、用途地域の見直しについて、5年に一度見直すこととされておりますが、当市では、都市計画基礎調査の結果や社会経済状況などの変化を踏まえて、都市計画について見直しの必要性を検討し、継続性や安定性を考慮しながら適時適正に見直しすることとしております。</p>
7	<p>見直しのインターバルを定型化できないか。</p>	<p>立地適正化計画を策定することにより、5年に一度、立地適正化計画を見直していくこととなります。 そのため、立地適正化計画と合わせて、都市計画マスタープランの見直しも必要に応じて行うこととなります。</p>
8	<p>「評価システム」について むつ市はすでに評価システムを導入しているものと思っています。 今回の「むつ市立地適正化計画」「むつ市都市計画マスタープラン」に評価システムを反映したいと考えています。 市は現行、「政策・施策評価システム」を導入しているわけで、現状等の解説を政策担当カ所に伺いたい。</p>	<p>むつ市立地適正化計画については、5年に一度見直ししていくこととなり、数値目標について考察し見直しにつなげて行くこととなります。 また、都市計画マスタープランについても、土地利用フレームを勘案しつつ、必要に応じて見直ししていくこととなります。</p>